信頼され選ばれる福祉サービス事業者になるために

福祉サービス第三者評価事業の窓案内

様々な事業者による様々な福祉サービスが提供されている現在、福祉サービスの質の向上をはかり、またその取組みを利用者の方々に広く知っていただくために、福祉サービスの第三者評価事業を是非ご活用ください。

評価機関認証No. 福井福祉評価認証第1号

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

〒910-8516 福井市光陽 2 丁目 3 番 22 号 電話 0776-24-2347 FAX 0776-24-8942 E-mail: siawase@f-shakyo.or.jp

第三者評価の目的と効果

福祉サービスの質の向上

福祉サービス第三者評価事業は、公正・中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から評価することを通じて、個々の事業者が日頃の取り組みにおける問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを第一の目的としています。

また、第三者評価を受審する過程において、事業者は以下の効果が期待できます。

- ●現在提供しているサービスについて、意欲的に取り組んでいるところと 改善すべきところ (課題) が明らかになります。
- ●サービスの質の向上に向けて、具体的な目標を設定して取り組むことができます。
- ●職員一人ひとりの気づきを促すとともに、改善意欲が醸成されます。

利用者・家族等への情報提供

第三者評価結果を公表しますので、利用者が適切なサービスを選択する ための判断材料となる情報を提供できます。

また、利用者や家族等へ、以下のように事業者の姿勢をアピールすることができ、信頼の獲得と向上につながります。

●サービスの質の向上に向けて、積極的に取り組んでいる姿勢を示すことができます。

●継続して受審することにより、事業所の新しい取り組み等の情報を提供できます。

第三者評価 Q& A

A 評価内容の一定のレベルを確保し評価結果にばらつきが生じないよう、国 が示しているガイドラインに沿って、福井県第三者評価基準等委員会が策 定した評価基準を使用しています。

サービス種別共通の評価基準が 45 項目、サービス種別ごとの固有の評価基準が 19~33 項目、合計 64~78 項目あります。

○ 評価手数料(受審料)はいくらですか?

△ 福井県社協の評価手数料は、1件あたり23万円(税込み)です。

どのような人が評価するのですか?

毎年受審する必要がありますか?

△ 公表された評価結果の有効期間は3年です。

有効期間が満了した時点で再受審されることが望まれます。

○ 「行政の指導監査」や「介護サービス情報の公表」とは、どう違うのですか?

介護サービス情報の公表は、介護サービス事業所が現に行っているサービスの状況(事実)を確認・調査し、その結果をそのまま公表することにより、利用者が事業所を適切に選択できるようにすることを目的としています。原則として全ての介護サービス事業所に、年1回の調査・公表が法令で義務づけられています。

第三者評価は、事実の確認のみではなく、サービスの 内容や運営の内容にまで踏み込んで評価し、事業所の 個々の課題を明らかにし、サービスの質の向上を支援 します。なお、受審は任意です。



第三者評価の対象事業所

福井県社協が行う福祉サービス第三者評価の対象事業所は次のとおりです。

児童施設

保育所 児童養護施設 乳児院 母子生活支援施設 児童自立支援施設

高齢者施設

特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 通所介護事業所

障害者・児施設

【入所支援】障害者支援施設、障害児入所施設

【通所支援】療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、 障害児通所支援、多機能型事業所、地域活動支援センター

【就労支援】就労移行支援、就労継続支援(A型·B型)

救護施設

評価結果はゴールではなく、サービス改善へのスタート

第三者評価を受審した事業者から次のようなご感想をいただいています。

第三者評価事業を受けた動機は、現在の運営やサービス等の内容(質)を客観的に評価していただき、サービスの十分でない点を把握したいということでした。自己評価は、運営を含めた様々な分野のサービスの現状を見直す、いい機会となりました。また、今回の利用者および利用者ご家族に対するアンケート調査の実施により、施設(サービス)に対する率直なご意見や思いを知ることができました。

職員一人ひとりが今回の評価結果を真摯に受け止め、改善すべき点は少しでも 改善できるよう努力して、今後の福祉サービスの向上に役立てていきます。施設 としては、第三者評価の結果がゴールではなく、サービス改善へのスタートと考 えています。